



②虚偽誇大表示等の監視・指導・相談

- ・個別相談（保健所、県）
- ・合同監視指導（保健所）
- ・食品業者等への指導・普及啓発（保健所、県）

(3) 県負担・補助率の考え方

健康増進法第66条において都道府県知事は、65条第1項の規定に違反して表示した者に対し、勧告をすることができる。

健康増進法に定められた県が行うべき業務であり、商品への適切な広告等が実施されることは、県民の健康づくりを推進するものであることから、県が実施することは妥当である。

### 3 事業費の積算内訳

| 事業内容  | 金額  | 事業内容の詳細  |
|-------|-----|----------|
| 旅費    | 83  | 業務旅費     |
| 消耗品費  | 80  | 事務消耗品    |
| 印刷製本費 | 171 | 健康情報提供媒体 |
| 通信運搬費 | 91  | 電話       |
| 合計    | 425 |          |

### 決定額の考え方

#### 4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

岐阜県食品安全行動基本計画（第4期）

(2) 国・他県の状況

健康日本21（第2次）

(3) 後年度の財政負担

食品関連事業者等への食品表示の周知及び県計画の目標達成をめざして継続実施が必要である。

# 事業評価調書（県単独補助金除く）

- |  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業            |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

記入しない項目欄は斜線を引いてください。

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか  
 健康増進法に基づき、食品関連事業者から正しい情報を県民に適切に発信する食環境整備を行うため、食品の広告等の適正化についての監視・指導を行う。  
 健康増進法違反を発見した際に迅速かつ適正な処理を行えるように体制を整備する。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名                   | 事業開始前 | R2年度 | R3年度        | R4年度        | 終期目標          | 達成率 |
|-----------------------|-------|------|-------------|-------------|---------------|-----|
|                       | (R)   | 実績   | 目標          | 目標          | (R)           |     |
| ① 食品表示合同監視<br>立ち入り店舗数 |       | 312  | 600<br>(累計) | 900<br>(累計) | 1,200<br>(累計) | %   |

### ○指標を設定することができない場合の理由

### （これまでの取組内容と成果）

|       |   |
|-------|---|
| 令和2年度 | <p>・取組内容と成果を記載してください。<br/>                     表示適正化に向けて、食品関連事業者からの表示相談に 709 件対応した。<br/>                     県内流通食品の表示適正化に向けて、312 店舗を対象に、15,192 品の食品の表示を確認した。内、135 品は不適正表示であったため、適切な表示となるよう、食品関連事業者へ改善指導を行った。</p> |
| 令和3年度 | <p>令和5年度当初予算にて追加</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%</p>  |
| 令和4年度 | <p>令和6年度当初予算にて追加</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%</p>  |

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

|  |   |
|--|---|
| <b>・事業の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断）</b><br>3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない   |   |
| (評価)<br>3  | 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、商品のパッケージやPOPを活用し、免疫力向上や感染症の予防効果を標ぼうする食品が数多く流通している。消費者が表示された効果を期待して摂取し続け、適切な診療機会を逸してしまう事態を防止するため、より一層流通食品の表示監視や、県民への情報提供を強化する必要がある。 |
| <b>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）</b><br>3：期待以上の成果あり<br>2：期待どおりの成果あり<br>1：期待どおりの成果が得られていない<br>0：ほとんど成果が得られていない |   |
| (評価)<br>2  | 表示監視強化月間（7、12月）以外にも、積極的に表示監視を行うことにより、より多くの食品表示の監視を行うことができ、不適正表示への改善に繋がっている。   |
| <b>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）</b><br>2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている   |   |
| (評価)<br>2  | 他法令担当と連携を図り、「食品表示適正化強化月間」を定め、集中的に監視を行っている。  |

### (今後の課題)

|  |
|--|
| <b>・事業が直面する課題や改善が必要な事項</b><br>平成28年度より健康増進法「誇大表示の禁止に係る勧告・命令」が都道府県に移譲された。相談・監視・指導業務を強化する必要があるとともに、健康増進法違反事案について、迅速かつ適正な処理を実施することができるよう体制を整備する必要がある。 |
|--|

### (次年度の方向性)

|  |
|--|
| <b>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</b><br>一般消費者の利益保護など食品関連事業者から正しい情報を県民に適切に発信する食環境整備を行うことは重要であり、引き続き継続した事業実施が必要である。 |
|--|

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

|                        |       |
|------------------------|-------|
| 組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課 | 【〇〇課】 |
| 組み合わせて実施する理由や期待する効果 など |       |